

# 被災地域石油製品販売業再建等支援事業

## 申請手引書

一般社団法人 全国石油協会

平成25年10月

「被災地域石油製品販売業再建等支援事業」とは、東日本大震災及びこれに伴う津波（以下「東日本大震災等」という。）で被災したことにより、機能不全となった「タンクローリー（受付は終了）」、「給油所等」及び「地上タンク」を復旧するために行う次の事業をいいます。

I. 「給油所等機能回復支援事業」（損壊した給油所等の再建支援事業）

II. 「地上タンク復旧支援事業」（損壊した地上タンクの再建支援事業）

○予算額：15.8億円

○受付期間：平成25年10月1日～

- (注) 1. 上記受付期間は一般社団法人全国石油協会（以下「石油協会」という。）へ到着した日となります。上記期間以外の受付は出来ませんので、ご注意ください。
2. 受付を終了した後、なお予算が余っている場合は、再度受付を行います。
3. 平成23年3月11日以降に見積を取得し、工事を発注しているものが補助の対象です。
4. 採択の可否は受付期間中に申請のあったものの中から、受付期間終了後に、石油協会が審査した上で、決定します。
5. 予算残額を超える申請があった場合は、予算残額の範囲内で交付決定します。
6. 補助事業（工事代金の支払まで）が完了した時は、事業終了後30日を超えない範囲で実績報告書を石油協会に提出して下さい（既に完了している工事を申請した場合は、交付決定日より30日以内）。
- 7. タンクローリーの再設置に係る補助事業の受付は終了しました。**

## I 給油所等機能回復支援事業

東日本大震災等により被災し、機能不全となった下記設備（施設）の復旧費用に対し支援する事業です。

### ・給油所等の再建

揮発油販売業者等が運営する給油所等<sup>※1</sup>が津波により流失し給油機能を失った場合等に、当該給油所等の近隣地域に移転する場合の再建費用を補助します。

（「被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業」で補助金の交付を受け、給油所設備の補修・交換を行った給油所等は、本事業の対象にはなりません。）

※1 「給油所等」：揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」）第3条に基づき、経済産業大臣の登録を受けている者が所有し、又は運用する給油取扱所及び当該給油取扱所と一体とみなされる防火塀又は防火扉を境界として隣接する一般取扱所をいいます。

### < 1. 申請資格 >

次の要件を満たす者

#### 給油所等の再建

##### ①東日本大震災等で被災した給油所等に係る次のいずれかの者

- ・被災した給油所等を所有している品確法に基づき経済産業大臣に登録している揮発油販売業者（被災したことにより3月11日以降、給油所を廃止したことに伴い、揮発油販売業を廃止した者であって、再建により再度揮発油販売業者となる者を含む。）
- ・給油所等を揮発油販売業者に貸与している所有者（被災したことにより3月11日以降、給油所を廃止したことに伴い、揮発油販売業を廃止した者に貸与していた場合を含む）。
- ・給油所等の所有者と賃貸借契約等に基づき当該給油所を運用し、賃貸借契約等により、被災した給油所等を再建する当該給油所等の運用者

##### ②東日本大震災等で被災し、給油所等の設備が流出等したことにより給油機能が不全（設備・周辺の状態を考慮し、営業不能又は営業継続が困難な場合を含む）となった場合に、当該給油所等の近隣地域（概ね当該給油所が存在した市区町村及びその周辺市区町村をいう。）で新たに給油所等を再建する者であること（給油所と一体と見なされる一般取扱所（防火塀又は防火扉を境界として隣接する一般取扱所をいう。）も含め、再建する者（当該一般取扱所が自家消費のための施設である場合は本事業の対象外とする。））。

③国土地理院が公表する「浸水範囲概況図」等により津波による被害が確認できる場所※<sup>2</sup>等、或いは福島第一原子力発電所の事故を受けて、平成23年4月22日に設定された警戒区域及び計画的避難区域に所在の給油所等を所有又は運営していた者であること。

※2「浸水範囲概況図」と同等の内容の書類で津波による被害が確認できる場所を含む

なお、石油協会が平成23年度に実施した「被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業」で補助金の交付を受け、給油所設備の補修・交換を行った給油所等については、当該給油所を廃止する場合であっても、本事業の対象外とする。

## < 2. 補助対象費用 >

### 給油所等の再建

- ・ 給油所等の再建に係る費用

## < 3. 補助対象設備費・工事費 >

### 給油所等の再建

- ①再建に係る工事費
- ②設備費（地下タンク、配管、防火塀、土間、計量機、POS）
- ③キャノピー、サービスルーム（ただし、キャノピー、サービスルームのみの申請は対象外とし、①、②を対象として申請し（POSを除く）、なお、補助金上限額に至らない場合に限り補助の対象とする）
- ④消防手続き、建築確認手続き書類作成・代行費用（消防機関等納付金は対象外）

## < 4. 補助金額 >

### 給油所等の再建

- ①補助率：2／3以下
- ②上限額：2,400万円以下

## < 5. 申請時に必要な書類 >

『 交付申請書 』に以下の書類を添えて申請してください。

### 給油所等の再建

- ①給油所等が被災したことが確認できる自治体が発行する「り災証明書」(写し)
- ②被災した給油所等の写真(写真を提出できない場合は、その理由書及び給油所所在地の現況写真)
- ③再建先がわかる地図
- ④再建先の自治体等から承認を得ていることが証明できる書類
  - ・再建先で新たに建設する給油所等に係る消防法関係書類(写し)
  - ・再建先で新たに建設する給油所等に係る建築確認関係書類(写し)
  - ・その他、再建先の自治体等が給油所等を建設することを認めていることが確認できる書類(写し) 等
- ⑤2社以上の本事業の専用見積書(原本)
- ⑥契約書又は受発注書(写し)
- ⑦再建後の完成予定平面図(写し)
- ⑧申請者が被災地域又はその周辺において、営業していること(していたこと)が確認できる次の何れかの書類
  - ・消防関係書類(写し)
  - ・品確法関係書類のうち、給油所等の所在地が確認できる書類(写し)
  - ・その他、被災した給油所等の所在地が確認できる公的機関発行の書類(写し)
- ⑨被災した給油所等に係る品確法廃止届出書又は変更届出書(写し)(申請日において当該手続きを行っていない場合はその理由書)
- ⑩被災した給油所等に係る消防法廃止届出書(写し)(申請日において当該手続きを行っていない場合はその理由書)
- ⑪取得財産等の管理・処分に関する誓約書(様式: 14ページ)
- ⑫免税事業者又は簡易課税事業者の場合は、それを証明する書類(写し)
- ⑬給油所等の所有者と運用者が異なる場合は、以下の書類
  - ・所有者と運用者の間で締結している(していた)「給油所等賃貸借契約書」写し
  - ・「建物不動産登記簿謄本」等写し
- ⑭その他、石油協会が要請する書類

## < 6. 実績報告時に必要な書類：タンクローリーの再設置を含む >

『実績報告書』に以下の書類を添えて申請してください。

- ①発注先からの「支払請求書」等写し
- ②「金融機関振込依頼書（金融機関受付印のあるもの）」（写し）
- ③工事代金の支出が確認できる申請者の金融機関の通帳又は元帳等の写し
- ④事業終了後の写真
  - ・タンクローリーの全景（ナンバープレートが確認できるもの）
  - ・給油所等の全景
  - ・補助金を利用して設置した設備の写真
- ⑤事業を終了したことが確認できる書類
  - ・車検証写し（タンクローリー再設置の場合）
  - ・消防法に基づく「設置許可手続」を行った場合は、「危険物取扱所設置許可申請書」（写し）
  - ・当該申請に対する「許可証」（写し）
  - ・当該許可に対する「危険物取扱所完成検査申請書」（写し）
  - ・当該申請に対する「完成検査済証」（写し）
  - ・給油所の場合にあつては、品確法に基づく「揮発油販売業変更登録申請書」（経済産業局等の受領印のあるもの）（写し）
- ⑥設置後の「建物不動産登記簿謄本」（写し）、又は「固定資産税評価証明書」（写し）
- ⑦「取得財産管理明細表」（様式18号：17ページ）
- ⑧設備の撤去・処分を行った場合は、廃棄物を処理したことが確認できる次の何れかの書類
  - ・「マニフェスト伝票（D票又はE票）」写し
  - ・「有価物受入証明書」（様式：15ページ）
- ⑨廃棄物処理に係る許可証等
  - ・「マニフェスト伝票」に係る「産業廃棄物収集運搬業許可証」（写し）及び「産業廃棄物処分業許可証」（写し）
  - ・「有価物受入証明書」に係る「金属くず商許可証」（写し）、「産業廃棄物再生事業者許可証」（写し）、又は「古物商許可証」（写し）
- ⑩被災したタンクローリーまたは給油所等に係る消防法廃止届出書写し（申請時に提出していない場合）
- ⑪被災した給油所等に係る品確法廃止届出書写し又は変更届出書写し（申請時に提出していない場合）
- ⑫その他、石油協会が要請する書類

## < 7. 補助事業利用にあたっての注意点 >

- ①一つの給油所等につき、補助金の交付回数は1回のみとなります。
- ②補助金は、申請者が費用を支払っていることを確認したうえで交付します。

石油協会が不適切と認めた費用がある場合には、申請者が支払った費用の一部若しくは全部について補助金を交付しないことがあります。

なお、申請時において別に求める「誓約書」第9号中、「石油製品の供給を継続することが困難と認められる場合」には、転売目的で設備を購入する場合を含みます。
- ③タンクローリー復旧の補助を受けた場合にあっては、従前から配送を行っていた地域、その周辺地域若しくはそれ以外の新たな地域において、補助金を利用して復旧したタンクローリーを利用して石油製品の配送を継続しなければなりません。
- ④車両及び設備に対し補助金が交付されるため、申請者は補助金を受けて設置した設備等について次の財産管理を行う必要があります。
  - ア) 当該設備等を石油協会の許可なく処分<sup>※3</sup>することは出来ません。
  - イ) 当該設備等が適切に稼働するよう管理すること。
  - ウ) 当該設備等取得（設置）時に「取得財産等管理台帳」を作成し、（様式17号：16ページ）保管する。
  - エ) 「取得財産等管理明細表」を作成し、（様式18号：17ページ）の毎年度更新する。
  - オ) 当該設備取得（設置）後、2年に1度の年度末までに、当該設備等に係る「固定資産台帳」等の写し、及び「取得財産管理明細表」を石油協会に提出する。

※3「処分」：補助目的に反する使用、譲渡、交換、貸与、廃棄及び担保に供すること  
石油協会の許可を得て処分した場合でも、原則補助金を返還して頂くこととなります。

## Ⅱ 地上タンク復旧支援事業

東日本大震災等で被災した、揮発油販売業者が所有し、又は運営し複数の第3者<sup>※4</sup>に対し石油製品を供給していた地上タンク<sup>※5</sup>を、被災前に所在していた場所又は自治体等が承認或いは指示等をした場所に再建<sup>※6</sup>する場合の費用の一部を支援する事業です。

※4 「複数の第3者」：ある特定の者に対する供給、所有者又は運営者が自家消費のために設置する地上タンクは本事業の対象外となります。

※5 「地上タンク」：消防法第10条に規定する貯蔵所のうち、「屋外タンク貯蔵所」、「屋内タンク貯蔵所」並びに危険物を取り扱う設備のうち、消防法政令第1条の11に規定する指定数量に満たない地上タンクをいいます。

※6 「再建」：地上タンク、付帯設備の全てを再建するもの。原則、被災前の貯蔵量と同程度のもの。

### < 1. 申請資格 >

次の要件を満たす者

- ①東日本大震災等で被災した地上タンクに係る次のいずれかの者
  - ・地上タンクを所有している品確法に基づき経済産業大臣に登録している揮発油販売業者（被災したことにより3月11日以降、給油所を廃止したことに伴い、揮発油販売業を廃止した者であって、再建により再度揮発油販売業者となる者を含む。）
  - ・地上タンクを揮発油販売業者に貸与していた所有者（被災したことにより3月11日以降、給油所を廃止したことに伴い、揮発油販売業を廃止した者に貸与していた場合を含む。）
  - ・地上タンクの所有者と賃貸借契約等に基づき当該地上タンクを運用し、賃貸借契約等により、被災した地上タンクを再建する当該地上タンクの運用者
- ②国土地理院が公表する「浸水範囲概況図」等により津波による被害が確認できる場所<sup>※7</sup>等、或いは福島第一原子力発電所の事故を受けて、平成23年4月22日に設定された警戒区域及び計画的避難区域に所在の地上タンクを所有し、又は運営していた者であること。
- ③複数の第3者に供給することが供給計画や販売先との契約等で確認できる者であること。

なお、石油協会が平成23年度に実施した「被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業」で補助金の交付を受け、地上タンクの補修・交換を行った地上タンクについては、当該地上タンクを廃止する場合であっても、本事業の対象外とする。

※7 「浸水範囲概況図」と同等の内容の書類で津波による被害が確認できる場所を含む



## < 2. 補助対象費用 >

地上タンクの再建に係る費用

## < 3. 補助対象設備・工事費 >

- ①地上タンクの再建にかかる工事費
- ②地上タンク費（付帯する設備を含む）
- ③消防手続き代行費用（消防納付金は対象外）
- ④消防手続き、建築確認手続き書類作成・代行費用（消防機関等納付金は対象外）

## < 4. 補助金額 >

- ①補助率：2／3以下
- ②上限額：2,600万円以下

## < 5. 申請時に必要な書類 >

『 交付申請書 』に以下の書類を添えて申請してください。

- ①地上タンクが被災したことが確認できる自治体が発行する「被災証明書」(写し)
- ②被災した地上タンクの写真(写真を提出できない場合は、その理由書及び地上タンクが所在していた場所の現況写真)
- ③再建することについて自治体等から承認を得ていることが証明できる次の何れかの書類
  - ・ 消防法関係書類(写し)
  - ・ 建築確認関係書類(写し)
  - ・ その他、自治体等が地上タンクを再建することを認めていることが確認できる書類(写し)
- ④2社以上の本事業の専用見積書(交付申請受付期間前に既に見積書を取得し工事を発注している場合は見積書発行元の様式1社で可。ただし、当該社を発注先として選定した理由を併せて添付すること。(⑥の書類))
- ⑤契約書又は受発注書写し
- ⑥交付申請前に既に給油所等を再建している場合には、「被災地域石油製品販売業再建等支援事業交付決定前契約申請書」(様式: 18ページ)
- ⑦再建後の完成予定平面図(写し)
- ⑧申請者が被災地域において、地上タンクを運営していたことが確認できる次の何れかの書類
  - ・ 消防法関係書類(写し)
  - ・ その他、被災した地上タンクを運営していたことが確認できる公的機関発行の書類(写し)
- ⑨被災した地上タンクに係る消防法廃止届出書(写し)(申請日において当該手続きを行っていない場合はその理由書)
- ⑩取得財産等の管理・処分に関する誓約書(様式: 14ページ)
- ⑪免税事業者又は簡易課税事業者の場合は、それを証明する書類
- ⑫申請者と地上タンクを共同所有又は共同使用する者がある場合は、それを証明する契約書等
- ⑬給油所等の所有者と運用者が異なる場合は、以下の書類
  - ・ 所有者と運用者の間で締結している(していた)「給油所等賃貸借契約書」写し
  - ・ 「建物不動産登記簿謄本」等写し
- ⑭その他、石油協会が要請する書類

## < 6. 実績報告時に必要な書類 >

『 実績報告書 』に以下の書類を添えて申請してください。

- ①発注先からの「支払請求書」(写し)
- ②「金融機関振込依頼書(金融機関受付印のあるもの)」(写し)
- ③工事代金の支出が確認できる申請者の金融機関の通帳又は元帳等の写し
- ④事業終了後の写真
  - ・地上タンクの全景
  - ・補助金を利用して設置した設備の写真
- ⑤事業を終了したことが確認できる書類
  - ・消防法に基づく「設置許可手続」を行った場合は、「危険物貯蔵所設置許可申請書」(写し)
  - ・当該申請に対する「許可書」(写し)
  - ・当該許可に対する「危険物貯蔵所完成検査申請書」(写し)
  - ・当該申請に対する「完成検査済証」(写し)
- ⑥従来設置していた場所と違う場所に設置した場合には、「建物不動産登記簿謄本」(写し)、又は「固定資産税評価証明書」(写し)
- ⑦「取得財産管理明細表」(様式第18号:17ページ 補助金を利用して設備を設置している場合)
- ⑧設備の撤去・処分を行った場合は、廃棄物を処理したことが確認できる次の何れかの書類
  - ・「マニフェスト伝票(D票又はE票)」写し
  - ・「有価物受入証明書」(様式:15ページ)
- ⑨廃棄物処理に係る許可証等
  - ・「マニフェスト伝票」に係る「産業廃棄物収集運搬業許可証」(写し)及び「産業廃棄物処分業許可証」(写し)
  - ・「有価物受入証明書」に係る「金属くず商許可証」(写し)、「産業廃棄物再生事業者許可証」(写し)、又は「古物商許可証」(写し)
- ⑩被災した地上タンクに係る消防法廃止届出書(写し)(申請時に提出していない場合)
- ⑪その他、石油協会が要請する書類

## < 7. 補助事業利用にあたっての注意点 >

- ①一の地上タンク（付帯する設備、取扱所を含む）につき、補助金の交付回数は1回のみとなります。
- ②補助金は、申請者が費用を支払っていることを確認したうえで交付します。そのため、申請者は、費用を一時自己負担しなければなりません。

石油協会が不適切と認めた費用がある場合には、申請者が支払った費用の一部若しくは全部について補助金を交付しないことがあります。

なお、申請時において別に求める「誓約書」第9号中、「石油製品の供給を継続することが困難と認められる場合」には、転売目的で設備を購入する場合があります。
- ③設備に対し補助金が交付されるため、申請者は補助金を受けて設置した設備等について次の財産管理を行う必要があります。
  - ア) 当該設備等を石油協会の許可なく処分<sup>※8</sup>することは出来ない。
  - イ) 当該設備等が適切に稼働するよう管理すること
  - ウ) 当該設備等取得（設置）時に「取得財産等管理台帳」を作成し、（様式第17号：16ページ）保管する。
  - エ) 「取得財産等管理明細表」を作成し、（様式第18号：17ページ）の毎年度更新する。
  - オ) 当該設備取得（設置）後、2年に1度の年度末までに、当該設備等に係る「固定資産台帳」等の写し、及び「取得財産管理明細表」を石油協会に提出する。

※8 「処分」：補助目的に反する使用、譲渡、交換、貸与、廃棄及び担保に供すること  
石油協会の許可を得て処分した場合でも、原則補助金を返還して頂くこととなります。

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会  
会 長 持 田 勲 殿

【施設の所有者】

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話

担当者

【施設の運用者】

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話

担当者

## 取得財産等の管理・処分に関する誓約書

私は、被災地域石油製品販売業再建等支援補助事業実施細則第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項、第4項及び第5項に基づき、被災地域石油製品販売業再建等支援補助事業の利用により取得し、又は効用の増加した財産等について、下記の事項を適正に行い、万一違反したときは、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

### 記

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ります。
- (2) 取得財産管理台帳を備え、管理します。
- (3) 固定資産台帳等の写し及び取得財産管理明細表を貴会に定期的に提出し、管理状況を報告します。
- (4) 処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲り渡し、交換し、貸付け、担保提供に供し、又は廃棄すること）しようとするときは、あらかじめ貴会の承認を受けることとします。
- (5) 処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、速やかに貴会に報告し、貴会の請求に応じ、補助金の確定額の合計額を限度とし、その収入の全部又は一部を返納することとします。

以 上

# 有価物受入証明書

殿

---

下記の通り搬入有価物の受入（処分）を完了したことを確認致しましたので証明致します。

## 記

1. 工事名： 給油所解体工事
2. 工事場所：
3. 処分量： k g
4. 種類：  
× 基、台、個  
× 基、台、個  
× 基、台、個
5. 受入(処分)完了日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

廃棄物再生事業者 金属くず商 古物商 (該当する方に○印をする。)

許 可 番 号： 第 号

住 所：

会 社 名(屋号)：

代表取締役(氏名)：

印

電 話 番 号：

(様式再建等支援第17号)

## 取得財産等管理台帳

【 交 付 承 認 番 号 】			
【 施 設 の 所 有 者 】		【 施 設 の 運 用 者 】	
住 所		住 所	
氏名又は名称 及び代表者名	⑩	氏名又は名称 及び代表者名	⑩
電 話 番 号	担当者	電 話 番 号	担当者

区 分				
財 産 名				
規 格				
数 量				
単 価	円	円	円	円
金 額	円	円	円	円
取得年月日				
耐用年数				
保管場所				
補 助 率				
備 考				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が実施細則第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)設備(具体的名称を記載)、(ロ)その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

(様式再建等支援第18号)

取得財産等管理明細表 (平成 年度)

【 交 付 承 認 番 号 】			
【 施 設 の 所 有 者 】		【 施 設 の 運 用 者 】	
住 所		住 所	
氏名又は名称 及び代表者名	(印)	氏名又は名称 及び代表者名	(印)
電 話 番 号	担当者	電 話 番 号	担当者

区 分				
財 産 名				
規 格				
数 量				
単 価	円	円	円	円
金 額	円	円	円	円
取得年月日				
耐用年数				
保管場所				
補 助 率				
備 考				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が実施細則第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。  
 2. 財産名の区分は、(イ)設備名(具体的名称を記載) (ロ)その他とする。  
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。  
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。